

八王子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業協力金交付要綱

制定 五八健健第 869 号

令和 5 年 7 月 21 日

改正 五八健健第 1205 号

令和 5 年 8 月 24 日

（目的）

第 1 条 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 29 条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る特例的な臨時接種に係る事務の実施に当たり、自施設にて個別接種する診療所に対して協力金を支払うことで、住民等へのワクチンの個別接種を促進することを目的とする。

（実施事業）

第 2 条 本要綱で規定する事業は、八王子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業とする。

（実施主体）

第 3 条 第 2 条に掲げる事業は、八王子市（以下「市」という。）が実施する。

（交付対象診療所等）

第 4 条 本要綱に定める協力金の交付対象診療所は、市内の以下の要件を満たす診療所とする。

1 対象診療所

集合契約方式による委託契約を市と締結し、ワクチンの配分を受けて、個別接種を実施する診療所

なお、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条に定める「介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）」、「介護老人保健施設」及び「介護医療院」（以下「高齢者施設等」という。）が、施設の配置医師等（外部の診療所を除く）により、当該施設内の入居者・従事者等へワクチンの接種を行った場合（以下「高齢者施設等による自施設接種」という。）は、当該高齢者施設等を、個別接種を実施する「診療所」とみなす。

2 交付要件

次に掲げる接種回数及び接種体制の要件を満たすこと。

なお、ワクチンの接種に際し、通常の診療を休診して実施するかは問わない。また、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。

また、前項に定める「高齢者施設等による自施設接種」による協力金の交付申請においては、以下に規定する接種回数算定において、「自施設」を「当該施設」とし、「住民等」を「当該施設内の入居者・従事者等」として取り扱うこととする。

ただし、診療所が自施設以外の施設や個人宅に訪問し、行った接種については接種回数の算定対象外とする。

(1) 接種回数

第一期（令和 5 年 5 月 1 日から 7 月 2 日まで）第二期（令和 5 年 7 月 3 日から 8 月 2 日まで）第三期（令和 5 年 9 月 4 日から 11 月 5 日）第四期（令和 5 年 11 月 6 日から 12 月 31 日）における接種について、以下の要件を満たすこと。

- ア 診療所が、自施設において、住民等を対象として週 100 回以上の接種を、4 週間以上行っていること
- イ 週 100 回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外（当該診療所の標榜する診療時間以外の時間。以下同じ。）若しくは夜間（午後 6 時以降。以下同じ。）または休日（土曜日を含む。以下同じ。）にかかる接種体制を用意していること。

(2) 接種体制

以下のアからオまでの全ての要件を満たすこと。

- ア 診療所が、市の決定した方法に従い、接種の予約受付や予約管理等を行うこと。
なお、ワクチンの有効利用の観点から、キャンセル発生時の対応について、厚生労働省の手引に従い、あらかじめ対応方針を定め、体制を整備すること。
- イ 診療所が、ワクチン、シリンジ、注射針及び生理食塩水（以下「ワクチン等」という。）の接種予定数量を市に伝える等により、ワクチン等を確保すること。市と移送方法を協議の上、ワクチン等の移送又は受取りを行うこと。ワクチンは、冷蔵庫等により適切に保管すること。
- ウ 診療所が、市への報告を適切に行うこと。
- エ 接種に伴う副反応等の発生に備え、自院における初期対応や搬送先の医療機関の確認等を含む危機管理体制を整備すること。
- オ 「接種券付き予診票の写し（医療機関控え）」又は診療録等の接種実績を確認できる書類等を市が定める期間保管すること。

(交付対象期間)

第 5 条 協力金の交付対象期間は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。

(協力金の交付)

第 6 条 協力金の算定方法及び交付額等は、予算の範囲内で別途定める。

(その他)

第 7 条 本事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 21 日から施行し、同年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 8 月 24 日 5 八健健第 1205 号）

この要綱は、令和 5 年 8 月 24 日から施行し、同年 8 月 15 日から適用する。